

10. 社会保険庁の職員

○社会保険庁本庁（社会保険業務センター、社会保険大学校を含む）に勤務する職員

- ・ 社会保険庁本庁で採用した職員（国家公務員Ⅱ種、Ⅲ種）
- ・ 厚生労働省で採用した職員（国家公務員Ⅰ種）

○地方社会保険事務局及び社会保険事務所に勤務する職員

- ・ 地方社会保険事務局で採用した職員（国家公務員Ⅱ種、Ⅲ種）※1

※1 従前は、地方において勤務する職員は、地方自治法の規定に基づく「地方事務官」※2であったが、地方分権推進一括法の施行（平成12年4月）により、地方事務官制度が廃止された。

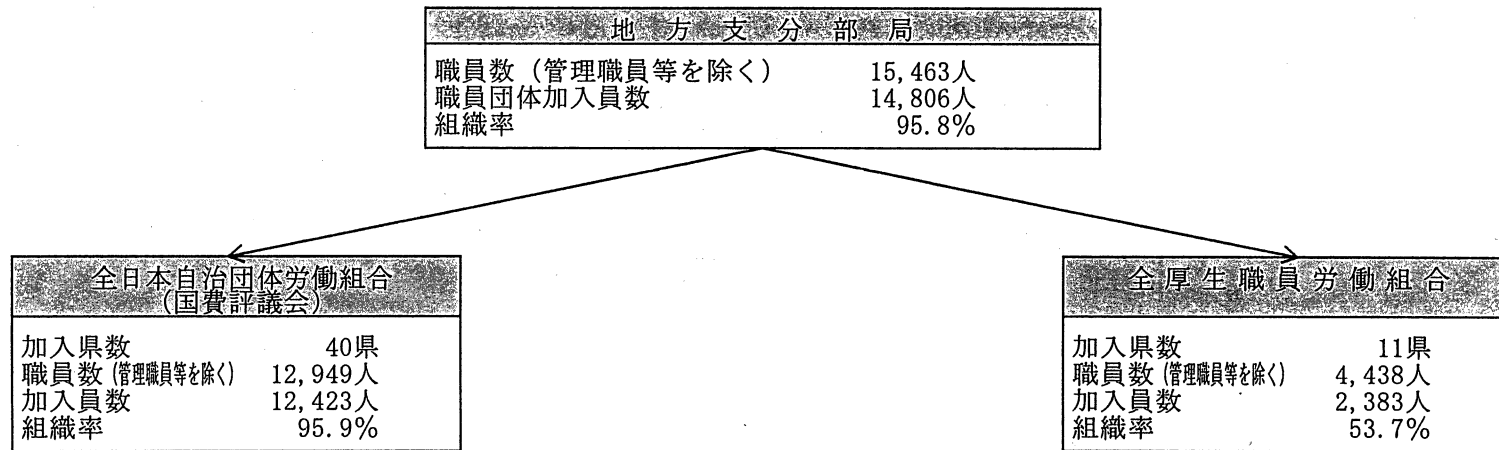
※2 「地方事務官」とは、都道府県に勤務する職員でありながら、その身分が国家公務員であるとされている職員であって、主務大臣が人事権を有し、都道府県知事が業務の指揮監督を行う。

※3 社会保険庁本庁と地方社会保険事務局等との間で緊密な連携の強化を図り、また、広い視野に立った人材を育成するという観点から、人事交流を実施している。

11. 職員団体の状況

- 全日本自治団体労働組合同費評議会（昭和47年8月結成）〈40県〉
35社会保険事務局が県職労の社会保険支部として、都道府県職員組合に加盟し又は5社会保険事務局が社会保険職員単体の団体として都道府県人事委員会や人事院に登録し、全日本自治団体労働組合（国費評議会）に加入している。
- 全厚生職員労働組合（昭和21年4月発足）〈11県〉
厚生本省、付属機関、社会保険庁並びに地方社会保険事務局及び社会保険事務所に勤務する職員をもって組織する全厚生職員労働組合に社会保険事務局単位で支部として加入している。

なお、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年7月16日法律第87号）附則第179条及び第180条の規定により、施行日（平成12年4月1日）から7年間、都道府県の登録職員団体に加入できるとともに、当該職員団体の役員として専ら従事することができることとされている。



※1 その他、本庁職員（社会保険業務センター、社会保険大学校含む。）793人のうち、207人が全厚生職員労働組合に加入している（組織率26.1%）。
 ※2 職員数等は、平成16年4月現在の数値である。